



令和8年 第3回臨時会

会 議 録

(令和8年4月28日)

枕 崎 市 議 会

令和 8 年
枕崎市議会第 3 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（4 月 2 8 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
4 月 2 8 日（火）	本会議	前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第3号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 議案上程（日程第4号、第5号） 9 提案理由の説明 10 質疑、討論、表決 11 報告（日程第6号） 12 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和 8 年 4 月 28 日)

令和 8 年枕崎市議会第 3 回臨時会

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 4 月 2 8 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	4 7	副市長の選任について	
4	4 8	専決処分の承認を求めることについて	
5	4 9	専決処分の承認を求めることについて	
6	報 1	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第 1 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員

9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員

4 番 上 迫 正 幸 議員

6 番 立 石 幸 徳 議員

8 番 味 園 美和子 議員

10 番 平 田 るり子 議員

12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長

宮 下 和 也 書記

山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記

吉 井 真 子 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長

山 口 太 総務課長

鮫 島 寿 文 水産商工課長

田 代 勝 義 財政課長

中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長

沖 園 信 也 農政課長

福 永 賢 一 税務課長

今給黎 仁 水道課長

西 村 祐 一 市立病院事務長

水 流 敏 幸 監査委員

中 村 俊 彦 農政課参事

石 場 竜 一 市民生活課参事

大 江 武 史 企画調整課参事

木之下 浩 一 教育長

山 宗 功 学校教育課長

木 浦 勝 美 農委事務局長兼農業振興係長

中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長

中 山 俊 吾 総務課行政係長

寺 前 秀 紀 総務課行政係主任

本 田 親 行 副市長

竈 原 正 二 企画調整課長

奥 山 博 史 市民生活課長

平 塚 孝 三 福祉課長

神 浦 正 純 建設課長

鮫 島 眞 一 健康・こども課長

立 石 秀 和 長寿介護課長

山 崎 弘 人 水道課参事

橋 口 和 洋 監査委員事務局長兼選管事務局長

森 智 賀 健康・こども課参事

桑 原 英 樹 水産商工課参事

板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長

平 田 寿 一 総務課参事

中 村 浩一朗 教育総務課長兼給食センター所長

山 田 浩 隆 生涯学習課長

宮 原 司 消防長

中 原 広 次 警防課長兼消防署長

鷺 山 美津代 健康・こども課保健医療係長

吉 富 俊 作 総務課行政係主任

午前9時30分 開会

○眞茅弘美議長 令和8年第3回臨時会が本日招集されましたが、出席議員11人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

この際、会議に入る前に御報告申し上げます。

豊留榮子さんから、3月26日に枕崎市議会議員の辞職願が出され、3月末日付の辞職を許可いたしましたので、御報告いたします。

また、委員会条例第5条第1項の規定により、味園美和子議員を議会報調査特別委員に指名いたしましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、6番立石幸徳議員、11番橋口洋一議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、人事案件1件、専決処分の承認を求めることについて2件及び報告事項1件の計4件であります。

このうち、ただいま上程されました議案第47号副市長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

副市長、本田親行は、令和8年5月19日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第3号副市長の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○眞茅弘美議長 ただいまの表決権を有する議員数は、10人であります。
念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○眞茅弘美議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○眞茅弘美議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○眞茅弘美議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○眞茅弘美議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、8番味園美和子議員、9番禰占通男議員、10番平田るり子議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○眞茅弘美議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数10票。
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち、賛成10票、反対0票。
以上のとおり、全員賛成であります。
よって、議案第47号は、同意することに決定いたしました。
ここで暫時休憩いたします。

午前9時43分 休憩

午前9時44分 再開

○眞茅弘美議長 再開いたします。
次に、日程第4号及び第5号を一括議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案2件について、提案理由の説明を申し上げます。
まず、議案第48号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、軽自動車税環境性能割が廃止されたこと及び個人住民税における肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例が延長されたこと等に伴い、枕崎市税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の、議案第49号専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ及び子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額の新設並びに国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の引上げ等がなされたことに伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○5番水野正子議員 提出された議案第48号環境性能割の廃止に伴う本市への影響について、数点伺います。

今回の税制改正に伴う環境性能割の廃止は、自動車購入時の税負担軽減を通じて、消費者の利便性向上や地域経済の活性化に一定の寄与をするものと理解しております。

しかしながら、地方自治体にとっては、行政サービスの原資となる貴重な自主財源の損失にほかなりません。

そこで、まず本市における過去3年間の環境性能割の決算額の推移、その上で、仮に本税目が完全に廃止された場合、本市の税収においてどの程度の減収が見込まれるのか、現時点での具体的な試算と、本市の財政運営に与える影響についての当局の認識を伺います。

また、最も懸念されるのは、今後の財源確保の継続性であります。本年度については、国から特例交付金による補填措置が講じられることとなっておりますが、これはあくまで暫定的な措置にすぎません。来年度以降、この補填がどのような形で継続されるのか、あるいは地方交付税の算定等にどう反映されるのか、現時点で国から示されている制度設計の動向をどう把握されているのか伺います。

○福永賢一税務課長 今回の自動車課税における税制改正に伴い、本市の歳入に影響があるものは、軽自動車税環境性能割と普通自動車に係る環境性能割交付金です。

このうち、軽自動車税環境性能割の過去3年間の歳入決算額は、令和5年度が159件の300万8,200円、令和6年度が217件の392万5,600円、令和7年度決算見込額が244件の492万4,500円となっています。

令和8年度につきましては、2月、3月、登録者分の歳入として、令和7年度実績に基づき試算した80万円の予算を計上しておりますが、今後の年間減収見込みとしては、新規登録台数次第になりますけれども、400万円程度になるかと推計しております。

一方、普通自動車に係る環境性能割交付金の過去3年間の歳入決算額は、令和5年度が829万6,000円、令和6年度が1,017万5,000円、令和7年度決算見込額が809万円となっています。

令和8年度につきましては50万円の予算を計上しておりますが、今後の年間減収見込みとしては、これも新規登録台数次第になりますけれども、800万円程度になるかと推計しております。

これに対し、国は、議員が言われるように、地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当てするとしています。

令和9年度以降どうなるかとお尋ねですが、国は、令和10年度以後の自動車税及び軽自動車税の在り方について、重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得るとしていますので、それまでの間は、国の責任で手当てされるものと認識しているところでございます。

○5番水野正子議員 続きまして、議案第49号についてお伺いいたします。

国の少子化対策の財源となる子ども・子育て支援金を令和8年度から国民健康保険税と併せて徴収するため、市条例を整備するものです。

税率については、令和8年1月に県から示された標準保険料率に基づき設定されていると存じますが、徴収見込額の1,007万4,000円に対し、算定額は1,287万1,920円となっており、約280万円の差額が生じております。この差額をどのように補填あるいは調整されるお考えか、今後の影響はどのように考えているのか伺います。

○鮫島眞一健康・こども課長 国民健康保険税の徴収見込額と、県へ納める子ども・子育て支援納付金の差額についてお尋ねをいただきました。

県へ納める子ども・子育て支援納付金の財源として、国民健康保険税があります。国保税においては、低所得者等に対する均等割額と平等割額の応益分について軽減措置が行われており、子ども・子育て支援納付金についても、現行の医療保険制度に準ずる形で実施されることとなっています。

この軽減分の財政支援措置として、保険基盤安定制度があります。

また、保険者支援制度による財政支援措置として、この2つを合わせて154万4,000円を予算計上しているところであります。

今年度の国保税につきましては、現在、税務課において課税に向けた所得集計事務を行っている状況ですが、当初予算に計上しました国保税予算額については、少し抑えた見込額を計上しているところであります。

県に納める納付金に見合う歳入につきましては、国民健康保険税や軽減分の財政支援措置である保険基盤安定繰入金などとあわせて、納付金に近い額での措置がおおむねできていると考えています。

また、今後の影響につきましては、支援金を段階的に見直すことが国のほうで決まっており、令和10年度まで段階的に引上げ改定が行われることとなっていることから、県が示す保険料率を参考に今年度の本算定賦課状況も考慮しながら、来年度以降の税率改定を検討していくことになると考えています。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○10番平田るり子議員 子ども・子育て支援金についてお伺いいたします。

本制度は全国共通ですが、国民健康保険税は市町村ごとに設定され、県単位の納付金配分により、実際の負担金には差が生じます。本市の税率は、おおむね標準的やや軽めの水準と見受けられますが、重要なのは税率ではなく負担構造です。

国保は、世帯単位で均等割である一方、社会保険は、給与比例でこの事業主と折半となるため、同じ年収でも国保世帯の方が負担が重くなりやすい状況です。このため、市民の体感としては、決して軽い負担と言えず、制度間の公平性に課題があるものではないかと考えます。

本市における国民健康保険加入者とこの社会保険加入者の割合をお聞かせください。

○鮫島眞一健康・こども課長 枕崎市国民健康保険の被保険者数と後期高齢者医療制度の被保険

者数については、本市で把握をしておりますが、協会けんぽを含むそれ以外の保険者の人数については把握はできていません。

割合につきましては、人口に占める割合で、枕崎市国民健康保険が約24%、後期高齢者医療制度が約25%、これ以外の方が51%となっています。

○10番平田るり子議員 その構成を踏まえた場合、この本制度による負担は市民にとってどの程度影響があると認識されているのかお聞かせください。

○鮫島眞一健康・こども課長 子ども・子育て支援金については、国が少子化対策を強化するために策定した子ども・子育て支援加速化プランを支える財源となっています。

加入する医療保険の保険料に上乗せする方法で徴収されることから、18歳以上の全ての被保険者の方々が対象になると考えています。

金額につきましては、令和8年度見込額として、こども家庭庁が示した加入者1人当たりの平均月額支援金額は、全制度平均で250円、被用者保険が300円、国民健康保険が250円、後期高齢者医療制度が200円との試算がされているところであります。

○10番平田るり子議員 また、この保険制度の違いによる負担の差について、本市は、公平性の観点からどのように認識しているのか見解を伺います。

枕崎市の国保においては、税率だけを見れば標準的ではありますが、制度構造を踏まえれば、市民の負担感は決して軽いものではない可能性があると考えますが、本市の認識をお伺いいたします。

○鮫島眞一健康・こども課長 各保険者の支援納付金額の基本的な算定方法は、法律で定められております。支援納付金額を、後期高齢者医療制度とそれ以外の75歳未満の制度で、医療保険料の負担比率において案分し、次に、国保と被用者保険間では、加入者数に応じて案分することとされています。その上で、各制度内では、加入者数や総報酬などをもとに割り当てることとされています。

このように、国が定めた方法をもとに各制度間や制度内での各保険者間で案分がされていることや、被用者保険内においては、総報酬による案分がされていることで、負担能力に応じた負担を行う仕組みになっていることから、制度間や保険者間で負担額が異なるものの、一定の公平性は保たれていると認識しています。

また、国民健康保険においては、未就学児均等割軽減や低所得者への負担軽減など、現行の制度に準じた公費負担が設けられておりまして、一定の配慮がされていると考えています。

○10番平田るり子議員 子ども・子育て支援については、岸田政権下で決定され、新たな税金として課されたものではなく、国民健康保険や被用者保険といった医療保険制度の中で、保険料の一部として徴収される仕組みであることから、法律上は税ではなく、社会保険料と位置づけられており、政府は、増税には当たらないと説明しております。

また、歳出改革や既存予算の見直しと組み合わせることで、実質的なこの国民負担の増加を抑える考えも示されております。

一方で、実際の保険料としての負担増につながる可能性のあることから、形式上は増税ではないものの、国民にとっては実質的な負担が増えるため増税と受け止められるのも無理はないと思います。

少子化が進行する中で、子供への支援は不可欠であります。一方で、物価高騰が続く状況を踏まえれば、こども家庭庁の予算の在り方について、機能改善や事業の見直しを求める声があるところではあります。

まず、鹿児島市長会等において、本件に関する議論や意見交換がなされているのか、お伺いいたします。

○前田祝成市長 市長会のほうでの要望には、今回の子ども・子育て支援納付金については特に

は入っていなかったと認識してございます。そして、市長会の中でも特にこの件が議論されたことは今のところないです。

ただ、議員がおっしゃられるようにですね、私もこの制度についてはやはり少し負担感というか、公平感というか、そのあたりはですね、やはり今後もしっかりとウォッチしていかないといけないなというふうには思っております。

おっしゃられるように、岸田政権下で異次元の少子化対策という中でつくられた仕組みだというふうに認識してございますので、そのあたりについてはですね、今後の子育て支援の在り方、あるいはこの国民負担の在り方という部分についてはですね、しっかりと検証していく必要があるかというふうに思っております。

○10番平田るり子議員 本制度は国の制度ではありますが、市民生活に直接影響を及ぼすものである以上、地方として一定の意思表示を行うことは可能であると考えます。

今回の制度は、市民に新たな負担を求めるものであり、特に物価高騰が続く現状を踏まえれば、負担軽減に向けた要望を国に対して行うべきではないかと考えますが、本市としてはそのような要望を行う意思があるかどうか、お聞かせください。

○前田祝成市長 今申し上げましたが、現時点ではその要望を本市からということは考えてございませんが、今申し上げましたようにですね、子育て支援の状況でありますとか、我々、市民への負担感という部分についてはですね、しっかりと見ていく、そのことを今はやらないといけないというふうに思っております。

○10番平田るり子議員 この本制度は、制度上の位置づけにかかわらず市民にとっては確実な負担増となるものであり、地域財政や雇用にも影響を及ぼしかねない重要な課題であることを申し添え、質疑を終わります。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○6番立石幸徳議員 議案第48号、そして第49号、2件の専決処分議案でありますけどね。

ただいまも出たように、市民に新たな負担を求める税目等もございます。本来なら、執行以前にですね、しっかりと議会で論議をし、議決すべきと考えておりますけれども、何せ日切れ法案の関係で専決処分となっているわけです。

しかしながら、市民に対し、納得できるものなのかどうか、その点について、詳しく質疑をさせていただきます。

まず、議案第48号の関係からですね、税目ごとにお尋ねをしますけど、軽自動車の環境性能割については、先ほども質問があり、これまでの経緯あるいはこれまでの結果も出されております。

また、本市議会の3月当初予算を審査する際もですね、軽自動車税については整理できていないかと思っておりますので、次の税目の市民税ですね、この中で幾つか質疑をしますけれども、附則第7条の3ここは個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除、ここではですね、個人住民税に係る住宅借入金等特別税額控除の控除限度額の引上げが出ているんですね。これは幾ら引き上げることになるんですかね。

それから、今回の税制改正の中では、中古住宅購入者への支援というものが拡充されているんですけども、これは市独自の関係は、この中古住宅購入者には適用されるものがあるのかないのかですね、住民税への影響、お尋ねをします。

それから附則第8条肉用牛の関係、これはもう数十年前から本県の大隅地区から出ておりました国会議員の力によりましてですね、この肉用牛の売却課税の特例が地方税法で規定されていますけど、今回適用期間を3年延長、本市におけるこの肉用牛の課税特例の実態といいたいでしょうか、これまでの実績はどうなっているのかお尋ねをします。

もう一点、附則第17条の2優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所

得に係る市民税の課税の特例。これも3年間延長なんですね。この点の実績も併せてお尋ねをします。取りあえず4点お答えください。

○福永賢一税務課長 まず1点目の住宅借入金等特別控除についての質疑でございますが、これにつきましては、まず住宅借入金等特別控除は本来、所得税での控除ですが、所得税だけでは控除し切れない部分について、一定額を個人住民税から引けるようにしたのが住民税の住宅借入金等特別控除になります。

これは、平成19年に所得税から個人住民税に税源移譲された際に、その引き切れない分を個人住民税からも引くようになったものでございます。

今回の改正について控除限度額がどうなるかというお尋ねですが、今回の改正は所得税の基礎控除の引上げに伴うものでございます。48万円から、所得に応じて最高88万円まで基礎控除が上がりました。所得税のほうで基礎控除が上がるということになりますと、その分、所得税が減ることになりますので、住宅借入金の控除も減るということになるので、その部分が個人住民税に増える部分というふうなことで、個人の部分で最大2万円程度増えるものというふうに認識しているところでございます。

次のお尋ねの優良住宅の造成のための土地を譲渡した場合につきましては、状況はどうなっているかというお尋ねでございますが、本市以外にですね、固定資産を有する方がこの課税の特例を受けるケースが考えられます。

というのも、本市のほうでですね、優良住宅地として認定された土地はございませんので、そういう市外の分で所有される方が受けるケースが考えられるんですけども、過去5年間での実績はないところでございます。

それから、肉用牛の関係につきましては、本市の肉用牛の畜産農家の件数につきましては、法人が5件、個人が2件ございます。

法人につきましては、肉用牛の適用につきましては、損金の算入にされる形になりますので、最終的に法人市民税に反映されているかどうかまでの把握はできてない。結果として、課税標準額等による税額が申告により、結果が申告される形になりますので、その途中の肉用牛の損益勘定等につきましては把握はできてないところです。

残り個人の2件のうちですね、この特例の適用をしたケースにつきましては、令和5年度に1件ございました。それ以降はございません。

住宅借入金の中古住宅の御質疑でございますが、これは市の制度というよりも国、そして個人住民税の制度になりますが、中古であろうと新築であろうと、中古であってもですね、自分が住むための住宅で、床面積が原則50平方メートル以上であることや、ローンの返済期間が10年以上であることなどの適用要件を満たせばですね、中古住宅の購入でも住宅ローン減税は適用されることになります。

○6番立石幸徳議員 答弁等にまだ不足部分は、今後の予算・決算の審査等でまたいろいろと補足説明を要求をしていきたいと思います。

次に固定資産税の関係なんですね。この固定資産税においては、新旧対照表の10ページ、11ページに出されております、いわゆるわがまち特例の条例附則第10条の2の中で、この再生可能エネルギー、この項目がこれまでの3分の2の割合が、本年度から2分の1になると。

太陽光に関わるもの、水力、地熱、バイオマスずっと出されておりますけれども、これ全てお答えすることも時間的なものもありますが、具体的にですね、これまで地方税法で3分の2と参酌基準として出されていたものが、2分の1に、地方税法のほうが参酌すべき基準が変わって、当然本市も地方税法のほうではある程度、幅を持った形で基準を決めているんですけども、本市が地方税法の参酌基準をそのとおり横滑りといいたまいますか、適用した根拠ですね、あるいは具体的に太陽光を例えば3分の2を2分の1に変更した場合に、どういったことが金額として影

響されるのか、その点をお尋ねいたします。

○福永賢一税務課長 本市市税条例における法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、これまで法参酌割合を適用して、3分の2等を適用してございました。

今回の改正においてもですね、それまで法参酌割合を適用しておりましたので、今回の改正につきましても、その2分の1等の法参酌割合を適用する改正案といたしたところでございます。

それから、具体的な固定資産税の影響ということですが、例えば、課税標準額100万円の設備があったといたします。これの特例割合が3分の2であれば、特例適用後の課税標準額は約67万円となりまして、固定資産税はその1.4%ということで約9,300円という税額になりますが、この特例割合が2分の1になりますと、特例適用後の課税標準額は50万円というふうになりまして、固定資産税額は7,000円ということで、今回の改正で税額が下がる改正になるということで御理解いただければと思います。

○6番立石幸徳議員 次、この第49号の国保税の関係で聞きますけどね。

その前に、今度のこの専決処分は4月1日施行の改正条項、8年度税制改正でですね、今後、税制改正に伴う本市条例改正、そういったものがあるのかないのか、あるとすればどういふ点が今後の改正として残されているのか、これを一応確認しておきます。

○福永賢一税務課長 今後の条例改正等の必要な部分につきまして、主なものとしましては、固定資産税の家屋と償却資産の課税標準額の免税点の額の変更が予定されているところでございます。主なものは、そういったところでございます。

○6番立石幸徳議員 次に議案第49号の関係でですね、この子ども・子育て支援金を中心にした質疑を行います。

ほかにも例年どおりのと言いましようか、税額の限度額引上げ、あるいは軽減の割合の変更、こういう点についてはですね、例年どおりの部分なんですけど、今回新設ということで子ども・子育て支援金の部分が出てきているんですね。

私はこういう新設されるものが専決処分というのはですね、非常にいかなもんかと思うんですよ。しかしながら、それはもう致し方のない経過になっていますのでね。この子育て支援金については詳しく資料要求もしました。

それから、健康・こども課のほうで議案と一緒に本市の割合が出された、あるいは事業費納付金も書かれた資料が私どもにも参考資料として出ております。

ただこの参考資料を見ても実際、これがどういうふうな市民への影響になるかちょっと分かりづらいところがあるんですね。

こども家庭庁がスタートして、子育て支援金は当初から全国的には論議もされていましたが、こうして国民一人一人にいろいろと実際の額が示されてきますと、しっかりこれは本当に子育て支援につながるのか、そういうことを思わざるを得ないんです。

まず、今度の子育て支援金の算定の方法、仕方ですね、これはこれまでも国保税の算定の在り方で、平成31年にいわゆる国保の大改革、市町村運営から、都道府県もこの運営に携わるということで、事業費納付金という形で、各自治体は県のほうに納付金を納めるそのやり方を、今回の子育て支援金にも全く同様に適用しているんですね。

ただ、今度の子育て支援金については、これまでの国保のいわゆる医療分・介護分・後期分といったものと違って、医療費水準による調整を行わない。これがこれまでの3つの分と違います。

もう一点は、18歳以上被保険者均等割が課される。つまり、逆に言うと18歳以下の被保険者は全額軽減、これはもう当然ですね。少子化対策のために取り組むこの納付金をですよ、子供自体に課していくということはおかしくなりますのでね。

ただこの18歳以上の均等割も、本市では40円ということになっているんですけどね。なぜこういうものが40円になってくるのか。

そこで最初に県のほうで示してまいりますけれども、県下全体のまずこの子育て納付金に関わる必要総額ですね、全体額、これは幾らになっているんですか。

それから、43自治体あります、鹿児島県には。43自治体で捻出しなければならない金額、これは幾らなんですか、お尋ねをいたします。

○鮫島眞一健康・こども課長 先ほどの平田議員のほうからの質疑の中でも一部触れた部分がございますが、鹿児島県におきましては、国の各保険者への案分に基づいて、鹿児島県に対して、子ども・子育て支援納付金という形で20億円が示されているところでございます。

20億円の歳出を満たすための歳入としまして、国庫補助金等を引いた残り約8億9,000万円が各市町村が負担をする納付金という額になっているところであります。

○6番立石幸徳議員 確認しますと、県下全体で20億円が、その子育て支援金の納付金必要総額と。ただそこには、今説明があったように、いろんな国庫補助金等もあるので、43自治体では、今回の場合は8億9,000万円を捻出すればいいと。その8億9,000万円のうち、本市分が資料に出ているこの1,280万円ぐらいですか、そういうことになると、この確認でよろしいですか。

○鮫島眞一健康・こども課長 6番議員のおっしゃるとおりになります。

○6番立石幸徳議員 そこでまずこの所得割0.3%、それから均等割、平等割、ここも資料に出ているように960円と890円。さっき言った18歳以上の均等割は40円なんですけどね。

この負担の仕方の配分ですね、これはどういうものを根拠に、県のほうが示したということかどうかでこの率あるいは金額が出されているんですか。

○鮫島眞一健康・こども課長 本市の事業費納付金の約1,287万2,000円の納付金を満たすための標準保険料率につきましては、本市の国民健康保険税の応能益と応益割の割合に準じて算定をされているところであります。

それを基に、均等割、平等割につきましては、応益割としまして960円と890円、応能割としまして所得割が金額から逆算しまして0.3%という金額になっているところであります。

18歳以上の均等割につきましては、18歳未満の被保険者の数から、18歳以上の被保険者の数と算定を行いまして40円という金額が出ているところでございます。

なお、18歳未満の均等割につきましては、未就学児等の軽減措置もございますので、そちらの部分につきましては、国費の財政措置もございますので、そちらを控除した残りで負担をするというような計算になっております。

○6番立石幸徳議員 この議案そのものじゃございませんけど、関連の本市の後期高齢者の医療保険制度も当然、子育ての支援分の納付金、これは本市の場合は、後期高齢者では幾らの金額等が示されていくんですかね。

後期高齢者の分については、県の全体の連合会における後期高齢者の議会ですね、これ議決がもう済んでいるのかどうなのか、後期高齢者の状況を教えていただきたいと思います。

○鮫島眞一健康・こども課長 まず初めに、後期高齢者医療保険料についての子ども・子育て支援金分についてお答えいたします。

均等割額につきましては、子ども・子育て支援金分として1,400円となっております。所得割額につきましては、0.25%となっております。

そして、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会において、令和8年2月9日に第1回定例会のほうが開催をされておまして、そちらのほうで、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件ということで、議決のほうをされていることを確認しています。

○6番立石幸徳議員 最後にですね、やはりこの市民に金額の多寡は別にしましてですね、いずれにしても新しく市民負担を求めるものについてはですね、十二分にその周知方といいましょうか、そして、その金額、率等についても、その根拠は、こういうことでこの割合、金額になって

いますということですね、しっかりと示して、御理解をいただくようにしていただきたいと思うんですよ。

我々もこうして議会で初めて提案されて、議員としてはいろいろお尋ねすることもできますけど、市民にこれ負担を求めることですのでね。その点についての今後のスケジュールといいましょうか、今後の取組はどうなっているのか、最後に聞いておきます。

○福永賢一税務課長 4月に発送いたしました国民健康保険税仮算定通知にですね、令和8年度より、子ども・子育て支援金制度が始まりますとの見出しでですね、説明チラシを同封しております。

この子ども・子育て支援金制度の趣旨や保険税の税率、8月の通知に支援金分が含まれること、それから問合せ先、子ども・子育て支援金が充てられる事業を盛り込んだ説明内容となっております。また、広報紙5月号での記事掲載や市ホームページでの周知も行っているところがございます。また、今後は8月の本算定通知にもですね、後期高齢者医療保険料の通知にも、こういった内容のチラシを同封するようなことで準備を進めているところがございます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○9番禰占通男議員 48号の固定資産税関係について、この新旧対照表の先ほど質問者からもありましたが、10ページの軽減措置に当たる設備関係でこの設備の名称ですね。

それと、設備が多分、購入価格も大体決まっていると思うんですが、その2点についてまずお尋ねいたします。ここの第10条の2から、取りあえずこの10項までですね。

○福永賢一税務課長 条例附則第10条の2の具体的な内容についてですが、まず、地方税法附則第15条の第24項第1号イにつきましては、太陽光になります。ロは水力、ハが地熱、ニはバイオマス、第2号は海洋風力、第3号イは特定風力、ロは特定地熱、第4号は特定水力というふうになっております。

あと第35項につきましては、浸水被害軽減地区の固定資産、第36項は、滞在快適性等向上施設等の固定資産、法附則第15条の11、第1項は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定と、特別特定建築物の特例措置に関する規定になります。大まかな価格というのは、それぞれの把握はできてないところです。

○9番禰占通男議員 これは本市の条例によって軽減されるっちゃうことは、新設か新しいものでないといけないという条例はそういう決まりになってないですかね。中古を引き継ぐとか、それを活用するというのは、私はちょっと対象外になっているんじゃないかと思って聞いているんですけど。

○福永賢一税務課長 この再生可能エネルギーに係る固定資産税の特例措置につきましては、新たに固定資産税が課税されることになった年度から、だから取得してから3年間ですね、3年度分に限り、課税標準となるべき価格を一定割合まで軽減するものとなりますので、新しいもの、中古のものにかかわらず、新たに取得されたものから3年間適用ということで、御理解いただければと思います。

○9番禰占通男議員 それと、本市のこの軽減措置を受ける場合ですよ、先端設備等の導入計画、この計画書を出して、本市の条件に合うかどうかって、その点も必要じゃないんですか。

ただ条例を定めたから採用されて、軽減されますよってということではないと思うんですけど。

この導入計画の部分のその条件に合うのか合わないのか、本市の対応と、また投資した部分の利益が5%以上の計画という、この8年度の税制改革では示されていると思うんですけど、どうなんですか。

○福永賢一税務課長 新たにそういった事業を取り組む部分の開発等の許可とかそういった部分につきましては、またこの税条例の部分とはまた別の視点になるかと思います。

それはそちらのほうでまた必要な措置を講じていくものだというふうに考えております。

そういったものが整理されて、そういう固定資産を取得されたものについての適用する条例改正ということで御理解いただければと思います。

○9番 禰占通男議員 それと、この軽減措置分ですよね、今新旧対照表でいくと、3分の2が2分の1になると。こういうので載っていますけど、この軽減措置も本市独自でこれ以上の軽減というのは可能じゃないんですか、どうなんですか。

○福永賢一 税務課長 おっしゃるとおりこの部分につきましては、わがまち特例ということで、地方税法のほうで参酌税率等を示した上で、ここからここまでの範囲で市町村のほうで決められるというような地方税法になっておりますので、市の条例のほうでその参酌ではない、その範囲の中での低い税率を取るということも考えられます。

ただ、地方交付税の部分で、そういった参酌でない部分をわがまち特例で適用した場合に、地方交付税で補填されないっていう部分の影響も考えないといけないということで、本市の場合は参酌条例をそのまま適用しているということになります。

○9番 禰占通男議員 今、リーマンショック後、日本中が不景気に陥って、公益法人なんかの税率を下げましょうと。それ下げたまま、今現在、日本は進んでいます、法人税をですね。それが、本市も企業誘致をしても来てくれない。そういう本市に合った企業誘致というのなかなか浮かばない。

だったらですよ、今課長からも説明がありましたように、わがまち特例ということができるのであれば、本市のこの軽減措置をもうちょっと増やしてちゅうか率をよくして、本市にある企業、ほかのところの企業にもお願いして、本市で最先端の技術とかそういうものを多く取り組んでもらうということも一つの手じゃないんですかね、今後。

せっかく、今この条例改正というのに合わせてですよ、先ほどの質疑に答弁もありましたように、改正、それを見据えているということで私は聞いていたんですけど、私はそれは絶対必要だと思います。

だって、私が議員になってから企業が来たかというのと、東日本大震災の関係で、水産加工会社が2社来て、あと染料を造る会社が1社来てとそのぐらいしか見当たらないんですけどね。人口が減っていく中で、働く場の確保というのが必要だと思うので、今後こういうのも詰めてもらいたい。

あともう一点ですよ、今のこの固定資産税についてで、先ほど35項、36項と課長がちょっと説明しましたが、この第15条第35項について、これは賃上げの実績が反映される部分じゃないんですかね。賃上げ3%を満たすかどうかで優遇が大きく変わると。

そしてまた、先端設備等の条件には、年平均1%以上の生産性向上、そういうのが今回の税制改革には盛り込まれているようですので、この本市の企業の賃上げ状況というのは前もお聞きしましたが、当時の税務課長、今ここにもいらっしゃいますけど、申告である程度分かると。それをやったけど、やはりこれは賃上げの状況というのはもう絶対必要になりますよ。

全部把握できるかできないか分からんけど、やはりこういった本市の賃上げ状況が幾らになるのかちゅうのを私は必要になると思うんですけどね。それが結局、この軽減措置の条件になると。やはり、こういうのを全部ひっくるめて示されているわけですから、私は一緒に取り組んでもらいたいと思いますが、今後どのように取り組んでいきますかね。

○福永賢一 税務課長 賃上げの状況等につきましては、現在令和7年分の申告状況等を精査しているところでございますので、また6月以降になりましたら、前年度とどう違うのかっていうのも把握できてくると思います。

現時点でお話しできるのは、予算上のお話になりますけれども、国全体としては市町村民税の所得割の増加率という部分で言いますと、国は、全体では4.6%増えているということになっております。

本市の予算上は前年度比2.7%増ということで、ちょっと抑えめには予算は立てているんですけども、そういったので状況等につきましては、今後、今これまでの動きも含めてですね、税の分かり得る範囲でそういう研究はしていきたいというふうに考えております。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。——ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

上程中の案件に対し、討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4号及び第5号の2件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号及び第49号の2件は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第6号について、市長に報告を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 報告事項について、報告いたします。

報告事項第1号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。（「確認したいんだけど」と言う者あり）

○9番禰占通男議員 今報告のありましたこの専決処分ですけど、私は以前にもこういう事案があって、やっぱり専決処分にされて処理されていたという似たようなものがあると思うんだけど。

結局、今これはグレーチングとなっていますけど、グレーチングを一本一本固定せいつちゅうのもまた無理な話で、やはり交通量が頻繁なところとかってやっぱり重量が必要じゃないんですか、外れないためにも、どうなんでしょうか。できればやはりこういった対応も必要になるんじゃないですか。

○眞茅弘美議長 禰占議員、報告事項となっておりますので、質疑は控えていただけますか。

この件につきましては、報告事項ですので、御承知おき願います。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事の全てが終了いたしましたので、令和8年第3回臨時会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 眞 茅 弘 美

枕崎市議会議員 立 石 幸 徳

枕崎市議会議員 橋 口 洋 一